



十津川

「心身再生の郷」

2021

6

第717号

特集

新型コロナウイルス感染症

不安を差別につなげない

心から暮らしやすいむらに

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

十津川は、
人情豊かな村だから

みんなで支え合おう

不安を差別につなげない

新型コロナウイルス感染症

心から暮らしやすいむらに



Citrus Ribbon
PROJECT
in TOTSUKAWA

2020 2019

2月 1月 12月

中国で原因不明の肺炎患者確認
WHO 新型コロナウイルスを確認
日本国内で初めて感染確認
乗客の感染が確認されたクルーズ船
が横浜港に入港
国内で初めて感染者の死亡を確認

赤字：村内の出来事

新型コロナウイルスをめぐる主な出来事

十津川村の人々は
互いに助け合い、支え合い、
さまざまな苦難を
乗り越えてきました。

いま、感染症に対して
誰もが不安を感じています。
正しくウイルスに向き合い、
ひとを思いやり、
みんなで支え合しましょう。

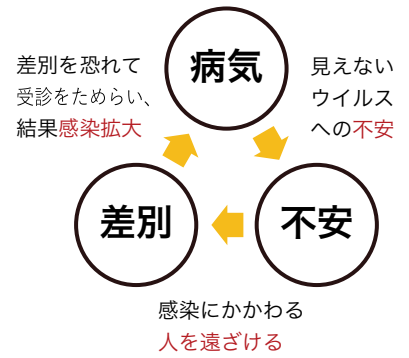
最優先は村民の命を守ることに

全国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症。感染の「第4波」が広がり、関西でも感染者が増加するなか、十津川村においても4月22日に感染者が確認されました。

村では、感染拡大を抑えるため、村内すべての公衆浴場など公共施設を臨時休館としました。また、4月25日からは、東京都、京都府、大阪府、兵庫県に緊急事態宣言が出されたことを受けて、引き続き公共施設を休館にしたほか、大型連休中は人気の観光スポットである「谷瀬の吊り橋」の全面通行止めを実施しました。



▲通行止め実施中の「谷瀬の吊り橋」(大字上野地)



病気・不安・差別 3つの感染症

村内でも新型コロナウイルスの感染が確認され、「私は大丈夫かな」と不安を感じるかもしれません。

新型コロナウイルスは、誰でも感染する恐れがあります。感染した人が悪いということはありません。ですが、感染症への不安や恐れから感染者を責める雰囲気が出ると、感染が疑われる症状が出ても、医療機関への受診のためらいや、感染を隠してしまい、ついに感染の拡大につながります。

この悪循環を断ち切るために、私たちはどんな工夫ができるのでしょうか。



「病気」を広げない

重要なのは感染を広げないことです。身近な人を守るため、一人ひとりが感染予防策をしましょう。

感染経路の中心は、飛沫感染及び接触感染です。無症状の人からの感染の可能性もあるので、感染症対策に油断は禁物です。

村内でも高齢者へのワクチン接種が始まっていますが、感染状況がどうであつても、各自が引き続き「手洗い・消毒の徹底」「マスク着用」「三密(密集・密接・密閉)を避ける」などに取り組むことが重要です。

加えて、発熱などの症状がある場合や、体調がすぐれない場合は、まず、受診前にかかりつけの医療機関に電話で相談をしてください。事前に電話をしないで医療機関を受診されると、仮に新型コロナウイルス感染症であった場合に、受診した医療機関内で感染が拡大してしまう恐れがあるからです。

また、医療機関を受診するときは、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をしましょう。

2021

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
安倍晋三首相 全国の小中高校に一斉臨時休校を要請	村内小中高校で一斉臨時休校	新型コロナウイルスの特措法成立 東京五輪・パラ延期決定 7都府県に緊急事態宣言	「緊急事態宣言」全国に拡大 村立小中学校で臨時休校・分散登校	緊急事態宣言が解除	世界の感染者1000万人を超える 「地域通貨とつーか」第1弾発行	GOTOトラベルキャンペーン始まる 国内の死者1000人を超える 世界の感染者2000万人を超える	村内盆踊り中止	「地域通貨とつーか」第2弾発行 ヨーロッパで感染再拡大 「ファイザー」「モデルナ」米当局にワクチンの緊急使用許可を申請	英・米でワクチン接種始まる	GOTOトラベル全国一時停止 変異ウイルス拡大 全世界から外国人の新規入国を1月末まで停止	十津川村駅伝大会中止 「緊急事態宣言」11都府県 国内の死者5000人を超える	世界の感染者1億人を超える 昂の郷マラソン大会中止	新型コロナウイルス国内初の正式承認 緊急事態宣言が解除	3府県「まん延防止等重点措置」適用 村内で初めて感染者を確認	4都府県に緊急事態宣言 国内の死者1万人を超える 高齢者へのワクチン接種始まる

密をさけよう



はかろう



マスクをつけよう

手を洗おう



「不安を「差別」につなげない

ウイルスという見えない敵に対して、誰でも不安や恐れを感じます。不安や恐れは、人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして本来、敵はウイルスであるはずですが、いつの間にか、感染された人や濃厚接触者、医療従事者、その家族など、感染にかかわる人や対象を「見える敵」とみなして、日常から遠ざけたり、差別したりなど、偏見や誹謗中傷などの「コロナ差別」が起つてしまうのです。不当な偏見や差別、いじめは決して許されません。

不安や恐れは身を守るために必要な感情ですが、「不安」にふりまわされないために、正しい知識を身に付け、確かな情報を広めましょう。

「私は差別などしていません」と思っていますか

「差別なんか、するわけないわ」と思っている、知らず知らずのうちに、次のような行動をしていないでしょうか。

・「だれが感染したのか知りたい」と公式の報道以外の情報を探す

・感染者の情報をSNSに書き込む
・感染に至るまでの経緯などを憶測や想像だけでうわさする

「みんなに伝えなきゃ」と良かれと思つてやっていますか。新型コロナウイルスについて、情報収集や感染の予防をすることは、とても大切です。しかし、たとえ悪意のない行動であったとしても、デマの発生原因となり、誹謗中傷や差別につながってしまうことがあります。

不確かな情報に惑わされず、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、人権に配慮した冷静な行動をとりましょう。

〇〇さん「コロナらしいで！」(多分)でも他の人に言ったらあかんで



え、ほんまかよ！
(氣いつけるように)
じいちゃんに言わな！

対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？
人権に配慮した冷静な行動をとりましょう

いま、私たちにできること

小さな子どもや高齢者のいる家庭、感染が確認された人やその家族、医療従事者、感染を広げないために自宅待機している人、日常生活を送つて社会を支えている人…。長く続くコロナ禍で、みんなが不安を感じています。お互いに思いやり、支え合い、それぞれの場所で、感染拡大を防ぐために頑張っているすべての人を応援し、「ありがとう」と感謝の気持ちを持つて接しませんか。

不安があるときの相談は

新型コロナウイルス感染症について不安な点や相談したいときは、左記の相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口

〇 新型コロナ・発熱患者受診相談窓口

☎ 0742-27-1132

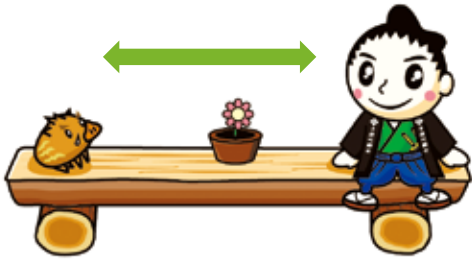
(平日・土日祝日 24時間)

〇 内吉野保健所

☎ 0747-22-3051

(平日 8時30分～17時15分)

人との距離を取ろう



換気をしよう

消毒をしよう



体温を



十津川村は シトラスリボンプロジェクトに 賛同しています

ウイルスに感染してしまっても、地域の中で笑顔の暮らしを取り戻せること。感染者への差別や偏見による弊害を防ぎ、安心して検査を受けられること。このような環境であることは、感染拡大防止につながります。



「ただいま」
「おかえり」と
言いあえる
むらに

シトラスリボンプロジェクトとは

『シトラスリボンプロジェクト』は、コロナ禍で生まれた差別、偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクトです。愛媛特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動です。

リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場（もしくは学校）を表しています。

シトラスカラー（柑橘をイメージした色）のリボン・紐などを準備し、3つの輪をつくれれば、シトラスリボンのできあがり。色や材質などに細かな規定はありません。

感染が確認された人やその周りの人たち、私たちの暮らしを守り、支えてくれる人たち（医療従事者の皆さんなど）が、それぞれの暮らしの場で「ただいま」「おかえり」と言いあえる地域でありますように。そんな想いを共有し、エールを送るプロジェクトです。

シトラスリボンを配布しています

十津川村でもこのプロジェクトを広めるために「シトラスリボン」を作成しました。ちなみにリボンカラーは、山を思わせる深い緑です。この取組みに賛同いただける人に、シトラスリボンを役場総務課で配布しています。

この活動の詳細やリボンの作り方など、詳しくはこちら（↓）をご覧ください。



一人ひとりの考えや想いが「ただいま」「おかえり」と言い合える、みんなが心から暮らしやすい村をつくりまします。そんな村にするためにどうしたらよいか、考えてみませんか。



※配布しているシトラスリボンの数には限りがあります。在庫がない場合はご了承ください。

議会だより

第1回臨時会

令和3年5月7日、十津川村議会「第1回臨時会」を開催し、正副議長の選出、各委員会委員の選任、条例の一部改正に関する専決処分承認などを審議しました。

今回審議した内容は、次のとおりです。

各委員会委員選任

●総務文教常任委員会(敬称略)

委員長	井向 久昭
副委員長	榊本 正文
委員	千葉 浩一
委員	中南 太一
委員	中嶋 大樹
委員	小西 規夫
委員	松葉 正久

(行政一般、教育、社会福祉、厚生及び他の委員会に属さない事項について審議します。)

●産業建設常任委員会(敬称略)

委員長	小西 規夫
副委員長	松葉 正久
委員	千葉 浩一
委員	中南 太一
委員	中嶋 大樹
委員	榊本 正文
委員	井向 久昭

(建設、産業、交通及び村有林に関する事項について審議します。)

●議会運営委員会(敬称略)

委員長	千葉 浩一
副委員長	井向 久昭
委員	中南 太一
委員	中嶋 大樹
委員	小西 規夫

(年4回の定例会や臨時会の運営について審議します。)

●国道改良促進対策特別委員会(敬称略)

委員長	千葉 浩一
副委員長	松葉 正久
委員	中南 太一
委員	榊本 正文

(国道の改良整備を促進するための対策及びその他諸事項について調査、審議します。)



議長に温井利一氏
副議長に中嶋大樹氏



就任のあいさつ

村民の皆様には、平素より十津川村議会活動に対しまして、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

この度私たちは、5月の臨時会におきまして、議長・副議長に就任いたしました。もとより微力ではございますが、村政発展のため誠意責務を果たしてまいります。新型コロナウイルス感染症の影響で苦難の日々の中ではございますが、ワクチンの接種が始まり、明

るい兆しも見えてまいりました。

一方、村は人口減少の影響により空き家、放置山林・田畑、子どもの教育など多方面に課題を抱えております。議会としましては住民の皆様代表としてその責務を自覚し、諸課題の解決と地域振興の実現に向けて取り組む所存であります。

村民の皆様には今後も議会活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のあいさつといたします。

●ダム対策特別委員会(敬称略)

委員長 中嶋 大樹
副委員長 小西 規夫
委員 中南 太一
委員 井向 久昭
委員 松葉 正久

(ダムに関する諸問題への対策及びその他諸事項について、調査、審議します。)

人事

●奈良県広域消防組合議会議員選挙の執行について

指名推選の結果、中南 太一議員が当選しました。

●監査委員の選任について

榎本 正文議員の選任に同意しました。

●教育委員会委員の任命について

松田 充弘氏の任命に同意しました。



専決処分承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分が報告され、承認しました。

●令和2年度十津川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ225万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,102万1千円としました。

●十津川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症を定義するため引用している「新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別法」の一部が削除されたことに伴い、条例の一部を改めました。

●十津川村税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政省令が4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改めました。

●十津川村介護保険条例の一部を改正する条例

国の新型コロナウイルス対策において、減免措置が延長されたこと及び平成30年度税制改正

に伴い、要件の記載等を変更しました。

●十津川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

三年に一度、介護報酬の改正に合わせ、関係省令も所要の改正が行われるため、条例の一部を改めました。

●十津川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

三年に一度、介護報酬の改正に合わせ、関係省令も所要の改正が行われるため、条例の一部を改めました。

●十津川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

三年に一度、介護報酬の改正に合わせ、関係省令も所要の改正が行われるため、条例の一部を改めました。

●十津川村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

三年に一度、介護報酬の改正に合わせ、関係省令も所要の改正が行われるため、条例の一部を改めました。

●令和3年度十津川村一般会計補正予算(第1号)

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ117万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,617万4千円としました。





地域おこし協力隊通信



村の良さとそれぞれの個性を活かした、隊員たちの活動の様子をお届けします！

01

かくた はなこ
角田 華子さん



Instagramアカウント
@hanakok



◀とつかわ雑穀のグラノーラと一緒に、朝食に、
コーヒーをどうぞ！

地域おこし協力隊になって、1年が経ちました。たくさんの方にお世話になって、素晴らしい1年を過ごせました。多くの人に村内の案内をして、素敵な村の様子を見てもらえたと思います。皆さん、また別の季節に十津川村へ来たいとおっしゃってくれているのが、とても嬉しいです。

そんな中、以前十津川村へ来てくれた青空焙煎師のモカさんと一緒に、十津川ブレンドコーヒーを作るワークショップを行いました！十津川村の雄大な自然の中で飲んでもらいたい、そんな味に仕上げることができました！今後、村内で豆



や粉の購入や、コーヒーが飲める場所を作っていきたいと思っています。
情報は、随時角田のInstagramグラムで発信していきますので、是非フォローをよろしくお願いたします！

02

リムステッド
ブランドンさん



去年の夏から協力隊として働き始めました。夏から秋の間は十津川の色々な場所の古道や生活道の修繕をしてきました。十津川には本当にたくさん歴史ある聖地があり、そこへ繋がる古道の維持は、訪れる観光客や村民の皆さんが山と自然に癒され、インスピレーションの源となるために重要なことだと考えています。

古道整備が難しい冬の間は、集落の耕作放棄地の再開墾に精力的に取り組みました。ま

ずは40年使われていなかった古い田んぼを起し、稲作を始めました。集落にはまだまだ皆さんの耕作放棄地があり、今後さらに田畑の再開墾を進めていく予定です。水の通った田んぼは集落の心臓、中心であり、田んぼの再生が集落全体の活性化に繋がると信じています。

将来的には、再生した集落で持続可能な生活スタイルや有機農業に関心のあるお客さんを集め、ワークショップや農業体験などのイベントを開催したいと考えています。その日まで引き続き、十津川村の美しさと歴史を守るため、最善を尽くして働きたいと思っています。



引き続き、十津川村の美しさと歴史を守るため、最善を尽くして働きたいと思っています。

おたに 大谷
あかね 茜さん



平成30年6月に十津川村
地域おこし協力隊として着
任してから、早いもので、丸
3年が過ぎ、先日、協力隊の
任期を無事に終えました。
この場を借りて、これま
での活動と今後の展望につ
いて、ご報告いたします。

平谷地区地域交流センター 『いこら』の企画支援



平成30年6月、「いこら」の
企画支援として着任。運営
管理・情報発信・出店者さ
んや利用者のサポートをは
じめ、いこらサロンとして休
憩所を設けたり、ハロウィン
、クリスマス、いこらの周年
記念のイベント企画にも携
わり、地域の方の交流の場
作りに励みました。

初出勤の翌日が、いこらの1周年記念のイベントのお仕事でした。初対面の村の人々が温かく迎えてくれたことを、今でも昨日のこのように覚えています。



ソーイングルーム Sewing Room

前職である洋服作りの仕事の経験を活かし、洋裁教室を始めました。



自然の恵みを活かして ワークショップの企画



村の植物を採集し、草木染め、野草の化粧水作り、みつろうラップ作りなどのワークショップを企画。村内の皆さんや、観光客に自然の恵みを感じるものづくりを体験していただく場を作りました。



カフェ『パン喫茶ものがたり』 チャレンジ出店



不定期で「パン喫茶ものがたり」というカフェをチャレンジ出店。村内の皆さんに、ランチ・カフェタイムを楽しんでいただきました。



十津川村の魅力を発信 『ぐっと!奥大和』制作

とつかわテレビとKoma-TVで放送中の番組「ぐっと!奥大和」の制作に携わり、毎月テーマに沿って、十津川村の魅力を協力隊目線でお届けしました。



この番組制作がきっかけで、村内の様々な場所を訪れたり、地元の人に取材をしたり、貴重な体験をさせていただきました。快く取材協力して下さった村内の皆さん、本当にありがとうございました。

musuhi
パン喫茶
WORK SPACE



任期中後は、大字川津にある古民家を改修し、小さなカフェスペースと、ワークショップができる場所をオープン予定です。自身が製作した洋服や布小物や村内のお土産物などの販売を予定しています。
3年間、お世話になった皆さん、本当にありがとうございました。想像以上に慌ただしい日々でしたが、地元の皆さんのあたたかいお声掛けと村の豊かな自然の風景が励みになりました。
これからも様々な活動が続けながら、十津川村での暮らしを楽しみたいと思えます。
皆さん、今後ともどうぞよろしく願っています。



◀鈴木さんは栽培の様子などSNSにて発信しています。ぜひご覧ください。



雑穀の種分けワークショップ

「村の雑穀を守り受け継いでほしい」

4月22日、大字山崎で集落支援員・鈴木大介さんによる雑穀の種分けワークショップが開催されました。

雑穀栽培希望者6人が参加し、土作りから種時きまで体験しました。参加者は種時きしたセルトレイを持ち帰って各自で栽培し、収穫後は種子保存の観点から鈴木さんに種を一部返却する予定です。また、種は村外への譲渡を禁止しています。

今回種分けしたのは、鈴木さんと山天のおばあちゃん達が立ち上げた「雑穀プロジェクト山天じゃあよ」で栽培した「十津川なんば」「むごだまし」「たかきび」「こぎび」です。

鈴木さんは、代々受け継ぎ栽培されてきたこの種を村の宝物と考え、ブランド化し守っていくため、一人でも多くの雑穀生産者が増えていくことを願い、日々活動しています。

お知らせ

「農業委員会からのお知らせ」

○農地法第3条許可申請

農地の所有権の移転(売買・贈与)や設定(使用貸借など)を行う場合には、農地法第3条の許可が必要で、耕作の目的でないとは許可されません。

また親子間の生前贈与についても、農地法第3条の許可が必要で、耕作の目的でないとは許可されません。

○農地法第4条・第5条許可申請

農地を転用(住宅・倉庫など)する場合は許可が必要です。所有者自らの転用は第4条の許可で、所有者以外の人が転用を行う、権利の異動や設定が伴うものは、第5条の許可が必要です。

※農地転用は、知事の許可となり、事業の計画書や資金計画などの書類も必要です。事前に農業委員会事務局へご相談ください。

受付期間

毎月20日～25日
(閉庁日の場合は、受付開始日が前日、締切日は後日の直近の開庁日)

○農地の相続等の届出

農地の所有者の死亡により、農地の相続が発生した場合は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、農業委員会への届出が必要です。(随時受付)

問 農業委員または、

農業委員会事務局(産業課内)
☎0746・62・0005

「事業主の皆さんへ」

労働保険年度更新のご案内

労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新申請書は、5月末ごろに事業所あてに送付されていますので、保険料の申告・納付の手続きをお願いします。

申告・納付期間

6月1日(火)～7月12日(月)
※電子申請の利用または郵送による提出が可能です。

問 奈良労働局総務部

労働保険徴収室
☎0742・32・02003
または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

「ダムの放流に注意！」

電源開発(株)では、ダムの放流をサイレンでお知らせします。ダムを放流すると、短時間で川が増水するため、川に入っている人は直ぐに川から離れてください。

新宮川水系の各ダム(池原、七色、小森、風屋、二津野)の放流情報および小森発電所・十津川第二発電所の運転予定については、24時間フリーダイヤル(無料)でお知らせしています。お気軽にご利用ください。

フリーダイヤル

○新宮川水系のダム放流情報
☎0120・30・2425
○小森発電所・十津川第二発電所
運転予定
☎0120・20・1914

また、濁水長期化軽減対策の運用情報をツイッターでお知らせしています。

ツイッターアカウント
@jp_totsukawa
http://twitter.com/jp_totsukawa

問 電源開発株式会社

西日本支店 十津川電力所
☎0735・47・2019

一 庁 外

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

一 役場以外

森林館(古ル野) 62-0567
滝の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317



自衛官募集相談員委嘱式

▼自衛隊奈良地方協力本部長と村長から委嘱状を受けとった東さん(中央)



5月18日、役場村長室で自衛官募集相談員委嘱式が行われました。
委嘱されたのは東武さん(大字湯之原)で、今後2年間、自衛官志望者に情報提供や自衛隊地方協力本部が行う広報の援助活動をしていただきます。

お知らせ

【狩猟免許試験】

狩猟や有害鳥獣の駆除には狩猟免許が必要です。今年度の狩猟免許試験は次のとおりです。

新規に第一種銃猟、第二種銃猟及びわな猟免許を取得し、村の捕獲実施者(駆除員)となる人を対象に、狩猟免許取得費用の一部を奈良県猟友会十津川支部が助成します。

【申】試験、講習会の10日前(必着)までに、奈良県猟友会へお申し込みください。

【時】①7月4日(日)

②8月29日(日)

③12月12日(日)

※ただし、③12月12日はわな猟免許試験のみ
午前9時～午後4時頃まで(各試験日の前日に、講習会が開催されます)

【所】奈良県農業研究開発センター
(桜井市池之内1300-1)

【問】(社)奈良県猟友会十津川支部
☎0746・62・0345

【自衛官候補生(陸空海)採用試験】

【申】受験資格は、18歳以上33歳未満の人です。
《申し込み締切り》
6月30日(水)



【時】7月3日(土)

【所】航空自衛隊奈良基地(奈良市)

【問】自衛隊奈良地方協力本部
五條地域事務所
☎0747・22・3789

【国家公務員採用一般職(高卒者)試験】

【申】インターネット申込(原則)
6月21日(月)～6月30日(水)

【時】第1試験日
9月5日(日)

【所】試験地
奈良市、和歌山市、京都市、
大阪市、神戸市

【問】①受験資格などの詳細は、人事院ホームページ「国家公務員試験採用情報NAV」へ。
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

【問】②人事院近畿事務局試験第二係
☎06・4796・2191

【税務職員採用試験】

【申】インターネット申込(原則)
6月21日(月)～6月30日(水)
<http://www.jinji.shiken.go.jp/juken.html>

【受験資格】

①令和3年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人および令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの人
②人事院が①に準ずると認める人

【時】第1次試験
9月5日(日)

【第2次試験】
10月13日(水)～10月22日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時

【問】大阪国税局人事第二課(試験係)
☎06・6941・5331
または、吉野税務署総務課
☎0746・32・33805
(※音声案内に従い「2」を選択してください)



役場代表
電話 0746-62-0001
FAX 0746-62-0210
IPフォ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎2階
総務(総務・防災)62-0001
(企画)62-0910
産業(観光)62-0004
(農業)62-0005
(林業)62-0909
教育 62-0003・62-0067

庁舎1階
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0033(直通)
(道路)62-0904
(ダム)62-0907
(水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902
施設 62-0905
出納 62-0906
庁舎3階
議会事務局 62-0002

教育だより

第153号

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
☎ 0746-62-0067



中学生が校外学習

教育資料館を見学

5月7日、十津川中学校の二年生が、村内で校外学習を行いました。徒歩で大字武蔵を訪れ、教育資料館を中心に学習しました。

教育資料館では、文化財保護審議委員の下野さんに講義をいただきながら、旧武蔵小学校時代の教材や備品などを見学しました。生徒は、現在の学校と違うところや変わらないところを考えながら、昭和の学校生活に思いを馳せていました。また、下野さんに持参いただいた、真っ赤な甲冑の着付け体験もあり、生徒たちも大喜びでした。

教育資料館は、毎月第2・第4日曜日の11時から16時までの間は一般の人もご入館いただけます(12月～3月は閉館)。入館料は無料ですので、皆さんぜひご来館ください。

6月4日～10日



歯と口の衛生週間

6月4日から10日は「歯と口の衛生週間」です。皆さんは、毎日の歯や口のお手入れ、ちゃんとできていますか？

小中学校では、通常の歯科検診に加えて、「フッ化物洗口」を行っています。これは虫歯を防ぐ物質で歯をコーティングするもので、特に永久歯の虫歯予防に効果があります。

「隙間の歯垢までしっかり落とす」「よく噛んで食べる」ことを意識して、皆さんも口の中をきれいな状態に保ちましょう！

交通安全教室が開催されました!

十津川第一小学校・十津川第二小学校



5月14日、十津川第一小学校と十津川第二小学校で、奈良県警察本部とJAF(日本自動車連盟)に協力をいただき、交通安全教室が開催されました。

低学年の児童は、奈良県警の警察官より、自転車の乗り方やバス乗車のマナー、横断歩道の渡り方など、交通安全について講話をいただきました。腹話術などを交えながらお話をいただき、低学年の児童も興味をもって楽しく学ぶことができました。

高学年の児童は、JAFの協力で、シートベルトコンビンサーの体験を行いました。シートベルトコンビンサーとは、車の衝突時の衝撃を模擬体験できる装置で、児童は時速5kmでの衝突を体験しました。体験した児童は、低速でも予想より大きな衝撃があることに驚き、シートベルトの重要性について改めて気づかされたようでした。



◆新着おすすめ図書◆

児童

『グランデュードのまほうのコンパス』
ポール・マッカートニー／さく
キャスリン・ダースト／え
いけもとなおみ／やく



グランデュードは、あっと驚く魔法を隠し持つ、怖いもの知らずの冒険家。グランデュードが魔法のコンパスを使えば、あつという間に違う世界へひとつとびで…。伝説的ミュージシャンのポール・マッカートニーが贈る冒険物語。

一般
『八咫鳥シリーズ』
第一部(1巻～6巻)・
外伝(鳥百花 白百合の章)
阿部智里／著



日本神話にも登場する三本足の伝説の鳥、八咫鳥。本作「八咫鳥シリーズ」は、人間の姿に変身することが出来る彼らの一族が、異世界・山内を縦横無尽に飛びまわる異世界ファンタジー。作者は史上最年少の20歳で松本清張賞を受賞してデビューの阿部智里。

のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館／平日 8:30～17:15
休館／役場の閉庁日
◆貸出上限 ひと05冊
◆貸出期間 3週間まで



高校だより



学校行事

玉置山登山

4月26日、全校生徒参加で玉置山登山を行いました。本校では学校行事として3年に一度玉置山登山を実施しており、登山を通して十津川の大自然を体験しました。多くの生徒が登頂の達成感を味わい、山頂では世界遺産や玉置神社、学校林などについても学習しました。十津川の地をより深く学ぶ良い機会になりました。



令和2年度卒業生工芸コース卒業作品展

5月6日から5月18日まで、役場1階玄関前ロビーで昨年度工芸コース3年生の卒業作品を展示しました。

今年度から3学年全員が新コースに入れ替わり、「工芸コース」は「木工芸・美術コース」へ一新し、昨年度までの工芸コースとしての展覧会は最後になりました。作品を鑑賞していただいた皆さん、ありがとうございました。



生徒総会

5月13日、本校体育館で生徒総会を行いました。

生徒会費収支予算や行事計画、学校の規則などについて審議が行われ、学校をより良いところにするため生徒が主体的に向き合う姿をみることが出来ました。今後の生徒会活動に期待します。



総合的な探究の時間「吉野熊野学」

本校第2学年の生徒で、吉野熊野地域に関連するテーマを設定し、グループで学習する「吉野熊野学」が始まっています。

この授業は、1年生の総合的な探究の時間で学習したことをベースに、より深い学びを目指して開講されています。各グループそれぞれの課題に応じて、調査、研究活動に取り組んでいます。こうした活動を活かし、2学期以降、より研究内容を発展していきます。



部活動

陸上部

5月5日、鴻ノ池陸上競技場にて、令和3年度奈良県陸上競技選手権大会に3年小林愛佳さんが出場し、女子ハンマー投げ(記録27m12cm)で7位に入賞しました。



避難情報が新しくなりました

ひなんかんこく 警戒レベル4 「避難勧告」は廃止 ひなんしじ 避難指示で全員避難!

大雨などの災害時に自治体が発表する避難情報は、災害対策基本法が改正されたことを受け、5月20日から新しくなりました。

警戒レベル	状況	皆さんがとるべき行動	新たな避難情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 村が発令
警戒レベル4までに必ず避難!			
4	災害のおそれ 高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 村が発令
3	災害のおそれ あり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 村が発令
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 気象庁が発表
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 気象庁が発表

これまでの避難情報等

- 災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
- ・避難指示(緊急)
・避難勧告
- 避難準備・
高齢者等避難開始
- 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
- 早期注意情報 (気象庁)

※ 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

✓ 警戒レベル3
高齢者等避難

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人、その支援をする人は、**警戒レベル3 高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

それ以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

✓ 警戒レベル4
避難指示

「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化されました。

これからは、**警戒レベル4 避難指示**で危険な場所から全員避難してください。

✓ 警戒レベル5
緊急安全確保

警戒レベル5は、命が危険な状況です。命を守る最善の行動をとってください。

大事なことは、レベル4までに避難を終えることです。**警戒レベル5 緊急安全確保**の発令を待つてはいけません!

お問い合わせ 総務課 総務・防災グループ ☎0746-62-0001



健康だより

脳ドック助成制度のお知らせ



「脳ドック」とはMR（磁気共鳴画像）を用いた脳の検査で、無症状または未発症の脳卒中や脳腫瘍などの脳の病気を早めに見つけ、予防に役立つものです。

村では、この「脳ドック」の検査にかかる費用の一部を助成します。

対 象	①村内に3か月以上住所を有している満40歳以上の人 ②頭部疾患による治療（経過観察中を含む）を受けていない人 ③村税や保険料（税）を滞納していない人		
医療機関	指定なし ※希望される医療機関に「脳ドック検査」を行っているか 直接お問い合わせください。		
補助金額	※1人につき年度で1回補助が受けられます。		
	対 象	助成額	上限額
	生活保護受給者	検査費用全額	3万円
	上記以外の者	検査費用の7割	2万円
申請方法	①希望者は住民課へ申請手続きを行い、通知決定後に希望の医療機関で脳ドック検査を受けてください。 ↓ ②検査料金は、申請者が一時立替払いをしてください。 ↓ ③申請者は、指定の申請用紙に医療機関が発行する領収書原本を添えて住民課まで提出してください。 ↓ ④後日、申請があった口座へ村から振込みます。		
申請期限	令和4年2月末日		

※検診当日、医療機関にて支払い（一時立替払い）が発生しますのでご注意ください。

※加入している社会保険などで脳ドックの費用の助成がある人は利用できません。

お問い合わせ 住民課 ☎0746-62-0911



倒産・解雇・雇い止めなど、事業主の都合によって失業したとき国保税が軽減されます

【対象者】

65歳未満の人で下記の条件に該当する人が対象となります。

- 倒産や解雇などの理由により離職した人(雇用保険の特定受給資格者)
- 雇用契約が更新されない(雇い止め)などの理由で離職した人(特定理由離職者)



特定受給資格者・特定理由離職者とは…

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のいずれかである人
11・12・21・22・23・31・32・33・34

(注)平成21年3月31日以降に離職した人が対象となります。

【軽減措置】

前年所得の給与所得を $30/100$ とみなして算定することで国保税が軽減されます。

(注)同じ世帯に属するその他の被保険者の所得は、通常で計算されます。

高額療養費などの所得区分の判定も、前年の所得を軽減して判定します。

【軽減期間】

軽減される期間は、離職した日の翌日から翌年度末までです。

(注)再就職して国保を離脱した後、再び失業して国保に再加入した場合は、再就職する前に受けていた軽減の期間内であれば、残っている期間の国保税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、対象となる人は財政課または、住民課へ申請してください。

国保税をどうしても納められないときは…

失業や災害など特別な事情によって、国保税の納付が困難なときは、その事情に応じて減額や分割納付などが認められる場合がありますので、お早めに財政課までご相談ください。



6月は、国保税第1期の納期です。

納期限は6月30日ですので、納期内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746-62-0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746-62-0911



年金だより

国民年金のしくみ

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、社会全体で支えあう公的な制度です。現役時代に被保険者として、月々の保険料を納めることで、将来、自分自身の生活を保障する年金を、生涯にわたって受け取ることができます。

また、皆さんが納めた保険料が現在、年金を受けている高齢者世代などの生活を支えています。

国民年金の3種類の加入者(被保険者)

	加入者	納め方	手続き
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業、農林漁業、自由業、フリーター、学生、無職の人など	国民年金保険料は自分で納めます。	市区町村の国民年金担当窓口で加入手続きをします。
第2号被保険者	厚生年金や共済組合などに加入している会社員、公務員など	国民年金保険料は、厚生年金保険料・共済組合掛金に含まれるので、自分で納める必要はありません。	勤務先が加入手続きをします。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている妻(夫)	国民年金保険料は、配偶者の加入している制度が負担するため、自分で納める必要はありません。	配偶者の勤務先が加入手続きをします。

納め方

●納付書

日本年金機構から送付される納付書で、銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、労働金庫、信用組合、コンビニエンスストアで納めます。

●口座振替

全国の金融機関または郵便局で行うことができます。

●クレジットカードでの納付を希望する人は、年金事務所へお問い合わせください。

任意加入被保険者(希望して加入することができる人)

▷日本国内に住む60歳以上65歳未満の人(老齢基礎年金を受けていない人)

▷20歳以上65歳未満の外国にいる日本人

▷昭和40年4月1日以前の生まれで、65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格が不足する人は70歳未満の間で老齢基礎年金の受給要件に達するまで加入できます。

●納め方

口座振替で納めます。

●手続き

国民年金担当窓口で加入手続きを行います。

お問い合わせ

大和高田年金事務所
住民課(国民年金窓口)

☎0745-22-3531
☎0746-62-0900



介護保険負担限度額の変更について

介護保険負担限度額について、令和3年8月から対象となる人の要件と食費の費用負担限度額がそれぞれ次のように変更されます。

1.対象となる人の要件について

○対象者と利用者負担段階（変更箇所は**下線部**）

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者等		
第2段階	世帯の全員	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650万円 (夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	(世帯を分離している配偶者を含む)が	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円 (夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	住民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額 120万円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円 (夫婦は1,500万円)以下

※年金収入額には、老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※65歳未満は、収入などに関係なく預貯金などの合計が1,000万円（夫婦は2,000万円）以下の人が対象です。

2.食費の費用負担額について

○一日あたりの負担限度額（変更箇所は**下線部**）

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円 (600円)	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650円 (1,000円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円 (1,300円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

※施設入所時と短期入所（ショートステイ）時では食費の費用負担額が変わります。

※短期入所（ショートステイ）を利用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額となります。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0901

人のうごき

おめでた

(敬称略)

岸尾 彩永 (さ な) 女 5月 8日
父:寛民 母:美里 (湯之原)

ご結婚

5月 25日

新谷 智也(猿飼) 山本 理佳(五條市)

おくやみ

中 新一 99歳 5月 3日(猿 飼)

植村 てい 90歳 5月12日(平 谷)

榎本 雅一 92歳 5月14日(重 里)

川原まゑの 93歳 5月25日(永 井)

峯廻ナツノ 81歳 5月25日(猿 飼)

松實 定美 95歳 5月29日(猿 飼)

●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和3年6月1日現在)

○世帯数・・・1,742世帯(+1世帯)

○人口・・・3,111人(-7人)

男・・・1,573人(-4人)

女・・・1,538人(-3人)

()は前月比

てんいち先生



おたんじょうび おめでとう

まつきひら れい
松木平 玲偉ちゃん(玉垣内)

6月6日生まれ(満3歳)

トミカと食べる事が大好き!
いっぱい遊んで大きくなーれっ☆

父・元気 母・優



アルコールバーナーの事故(アルコールストーブ)に注意!

近年のアウトドアブームにより、キャンプ用具の利用者が急激に増えています。

そんな中、キャンプ用品のアルコールバーナーによる事故が発生し、利用者がケガを負いました。



▲ 事故が発生した同等品(アルコールバーナー)

原因

本来は火を消してからアルコールを補給しますが、「小さい火だから大丈夫」と安易な考えから火を消す手間をおしめ、燃焼中のアルコールバーナーにアルコールを補給したことで、予想以上に炎が大きくなったものです。

▼ 消防の様子



対策と注意

- 製品の取扱説明書をよく読み使用してください。
- アルコールバーナー周囲の器具が高温となっている場合は、器具にアルコールがふれると急激な燃焼をおこす恐れがあります。
- アルコールの炎は青色のため、昼光色や昼白色の照明のもとや日中の屋外では視認がしにくいことに注意してください。衣類が燃えていても気が付かない可能性があります。

再発防止のため「防火リーフレット」を作成し、つり橋の里キャンプ場、谷瀬つり橋オートキャンプ場、あさひキャンプ場に設置しました。



新型コロナウイルス感染症で大変な世の中ではありますが、密を避けて楽しめる娯楽であるアウトドアを、より安全に楽しめるよう、キャンプ用品の適正な利用をお願いします。

【お問い合わせ】 五條消防署十津川分署 ☎0746-64-1190

役場人事異動

(6月1日付) 【 】は旧職

○係長級

▶沼平 善史・福祉事務所係長
【総務課係長】

○主事級

▶後藤 来美子・住民課保健師
【住民課保健師(育児休暇)】

▶東 優作・住民課主事
【施設課主事】

あとがき

▶広報業務のためにカメラを持つようになってから、以前より村の景色に目を向けるようになりました。夏の季語で「山滴る」という言葉があります。中国北宋の山水画家の文章「夏山蒼翠として滴るが如し」が由来です。まさに村の山々も、木々が青々として、水が滴りそうなほど瑞々しい夏山の風景です。

今月は山を散歩中に出会ったカモシカが表紙です。さまざまな村の自然風景を写真に撮っていただけたらと思います。(弓場)

集落の絶景

七色の田植え(大字七色)

撮影:佐古金二郎さん(大字小原)



くらしのカレンダー

●・・・診療情報 ▲・・・イベント情報

※行事予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
6/6	6/7	6/8 ●出張【神納川】	6/9	6/10 ●出張【玉垣内】	6/11	6/12 ●土曜【小原】
6/13	6/14 ●休診【上野地】	6/15 ●出張【神納川】	6/16 ●休診【上野地】	6/17	6/18	6/19
6/20	6/21 ●休診(午後) 【上野地】	6/22	6/23 ●休診【上野地】	6/24 ●整形【小原】	6/25	6/26 ●土曜【小原】
6/27	6/28 ●休診【上野地】	6/29 ●出張【玉垣内】	6/30	7/1 ●整形【小原・上野地】	7/2	7/3
7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10 ●土曜【小原】
7/11	7/12 ●休診(午後) 【上野地】	7/13	7/14 ●休診【上野地】	7/15 ●整形【小原】	7/16	7/17

【文字表記】

土曜・・・土曜診療日
 整形・・・整形外科診療日
 出張・・・出張診療日
 休診・・・休診日

神納川・・・神納川地区生活改善センター
 東中・・・東中公民館
 玉垣内・・・玉垣内集会所
 上野地・・・上野地診療所
 小原・・・小原診療所

【お問い合わせ】

小原診療所 ☎0746-63-0040 上野地診療所 ☎0746-68-0207

受付時間

土曜診療日 小原 8:30~11:15
 整形外科診療日 小原 8:30~11:15
 上野地 14:00~15:15
 出張診療日 神納川・東中 14:30~15:00
 玉垣内 14:00~15:00

公文書の公開状況

令和2年度に行った情報公開の運用状況を報告します。

- 公開請求の件数 2件
- 全部公開の件数 0件
- 一部公開の件数 2件
- 非公開の件数 0件
- 異議申立の件数 0件
- 異議申立の処理件数 0件

今月の「とつかわテレビ」

～6月の番組～

- 十津川第二小学校 入学式
- 村長 退任挨拶・就任挨拶
- 講演『幕末の十津川郷①』(再放送)

